配当課税の見直し

改正前】

区分		概要		
		所 得 税		住民税
利益の配当・剰余金の分配等		総 合 課 税 20%の源泉徴収)		
	・ 1銘柄当たり1回25万円 作 1回50万円)未満 かつ ・発行済株式総数の 5%未満		源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
	・ 1銘柄当たり1回 5万円 年 1回10万円 以下		確定申告不要 20%の源泉徴収)	非 課 税

(注1)総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率 所得税 住民税・課税所得金額が1,000万円以下の部分 10% 2.8%・課税所得金額が1,000万円超の部分 5% 1.4%

(注 2)1銘柄当たり1回 5万円 (年 1回10万円)以下の配当金に係る住民税は、 平成15年 1月以降、課税 改正後:平成15年4月~】

大口 (保有割合 5%以上)以外の上場株式の 配当等の場合

所得税·住民税

20%源泉徴収

(申告不要)

- 1.所得税15%、住民税5%
- 2.総合課税 配当控除適用)の選択可

今後 5年間 (H 15.4 ~ H 20.3) 源泉徴収税率 20% 10%

